

平成24年  
2月15日号

子どもと未来の柏のために

# 放射線対策 NEWS ニュース NO.003

## 町会、ボランティア団体等が行う除染作業への支援に関する新制度を創設

現在策定中の柏市除染実施計画では、空間放射線量率を1時間当たり0.23マイクロシーベルト未満の環境に戻していくことを当面の目標としています。この目標を早期に達成するためには、市が直接除染作業を実施する学校や公園等のほかに、皆さんの協力による生活空間の除染が欠かせません。

そこで、皆さんが実効的な除染活動を行えるようにするための2つの制度を新設し、4月から開始します。

### ①放射性物質除染事業補助金

町会、ボランティア団体等が除染を実施する場合に、除染に必要な経費(主に消耗品の購入費)を対象とした補助を行います※既に町会等で実施している場合は、さかのぼって適用する予定

**対象経費**／除染作業に必要な消耗品の購入費等  
**補助金額**／1事業計画につき、最大50万円(予定)

### ②除染アドバイザー

町会、ボランティア団体等が除染を実施する場合に、必要な知識と経験を持って、地域での除染に関するサポートを行う市職員を育成し、派遣します。

**作業内容**／除染作業計画策定、必要物資・作業のアドバイスなど

**人数**／20人(平成24年度に70人程度を追加予定)

◎詳しくは問い合わせを

☎放射線対策室 ☎7168-1036

## 学校・保育園等の除染の進捗状況

(2月7日現在)

除染工事の第一弾として、7校2園の入札を1月24日に公告し、うち1校2園分が2月1日に開札、工業者が決定しました。工事は2月下旬ごろから始まります。残る6校についても、2月8日に開札を予定しています。

**対象施設**／田中小、花野井小、名戸ヶ谷小、大津ヶ丘第一小、富勢東小、富勢西小、柏第三小、かしわ幼稚園、酒井根保育園

☎学校・幼稚園＝学校企画室 ☎7191-7210、保育園＝保育課 ☎7167-1137

## ご家庭で薪(まき)ストーブや暖炉をお使いのかたは、ご連絡を

福島県内で、薪ストーブを使用した際に発生する灰等から、放射性セシウムが検出されるという事例が発生しました。

ご家庭で、薪等を燃料とするストーブ・暖炉等を使用しているかたは、環境サービス課にご連絡ください。薪ストーブ等から排出される灰の放射線量を測定した上で、実態に応じて収集やアドバイスを行います。

なお、発生した灰は、庭や畑にまかずに、市と相談した上で処理するようにしてください。

◎参考：環境省通知「薪ストーブ等を使用した際に発生する灰の取扱いについて」環境省のホームページで閲覧可

☎環境サービス課 ☎7167-1139

## 市有地(根戸)の高濃度放射線量確認箇所における除染作業等について(2月7日現在)

昨年、市有地(根戸字高野台)から高濃度の放射性セシウムが検出された問題で、1月20日に環境省と今後の対応等について協議しました。

環境省からは「『除染関係ガイドライン』に沿って、市が除染作業を行うように」との報告がありました。

これを受け、市では次の対策を実施します。

- 土のう袋など口が閉まる袋に入れ、コンクリート製容器に封じ込めます
- 同一市有地内の別の場所の穴に入れ、30センチメートル以上の覆土をし、地下で保管します
- 保管場所へ立ち入りができないように木柵等で囲います※通行止めは解除
- 空間放射線量のモニタリング測定を行い、市のホームページなどで随時公表します※作業後1カ月は週1回、その後は月1回程度

今後、周辺住民の皆さんの理解を得た上で、今年度中のできるだけ早期に有効な除染作業等を実施していく予定です。

☎資産管理課 ☎7167-1114

## 除染作業で発生した土壌の投棄は罰せられます

除染作業で発生した除去土壌は、特別措置法により、投棄が禁じられています。違反すると5年以下の懲役か1,000万円以下の罰金に処せられます。

放射性物質の不要な飛散を防ぐためにも、除去した土壌を道路・河川敷・公園等へは絶対に投棄しないでください。なお、国から最終処分等の方針が示されるまでは、除染した施設内で埋設による仮置きをするなどし、管理を行ってください。皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

☎放射線対策室 ☎7168-1036

## 野焼きはせず、ごみ等は集積所へ

適正な焼却炉を使わずに、石油缶等や地面の穴でごみを焼却する「野焼き」は、煙やダイオキシン類の発生などで健康や生活環境に悪影響を与える恐れがあるため、一部の例外を除き法律で禁止しています。

また現在、市では、福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質による環境汚染が発生しており、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく汚染状況重点調査地域の指定を受けています。法で認められる焼却についても、野焼きにより放射性物質の大気中への拡散や灰への濃縮の恐れがあるため、焼却は行わないようにしてください。

家庭ごみは分別して集積所へ、事業所の場合は廃棄物処理の許可業者に委託するなど、適正な処理をお願いします。

☎環境保全課 ☎7167-1695

## 健康相談窓口 ☎7167-1255 (保健所総務企画課内)

●保健所では、放射線による健康への影響についての相談受付窓口を開設しています。「子どもを外で遊ばせていいのか?」「食事からの内部被ばくが心配」など、健康に関する心配があれば、気軽に相談してください

## 放射性物質の検査結果

### ■市内の農産物

検査期間／1月21日～2月2日(検査日はいずれか1日)

地域	品目	放射性セシウム	
		134	137
北部	大根・イチゴ・ネギ・小松菜・ミズ菜・わさび菜・ホウレン草	定量下限値未滿	
中央	ネギ・チンゲンサイ・カブ	定量下限値未滿	
手賀沼周辺	大根・ニンジン・小松菜・ホウレン草・ヤーコン・キク芋・レタス	定量下限値未滿	

定量下限値とは ある分析方法を用いて化学物質を測定するとき、その方法で目的物質の量を証明できる最小値のことをいいます

※定量下限値は、測定試料の密度等の条件によって異なります。市の農産物検査の場合、セシウム134が15～30ベクレル/キログラム程度、セシウム137が12～25ベクレル/キログラム程度になります。詳しくは市のホームページをご覧ください

☎農政課 ☎7167-1143

### ■給食食材

検査日／1月29日

種類・産地	放射性セシウム	
	134	137
イチゴ(千葉・栃木)	検出下限値未滿	

※検出下限値は、それぞれ10ベクレル/キログラム

検出下限値とは 使用する検査機器で検出することができる最小値のことをいいます

### ■給食1食分(提供食)

検査日／1月22日・28日

検査対象校	給食提供期間	放射性セシウム	
		134	137
柏第一小・柏第二小・旭小・旭東小・柏中・豊四季中・給食センター該当校	1月16日～20日	検出せず(0.9~1.4)	検出せず(0.7~1.3)
土南部小・藤心小・逆井小・風早南部小・南部中・逆井中・給食センター該当校	1月23日～27日	検出せず(0.8~1.4)	検出せず(0.9~1.2)

※検査は、給食提供期間中の1食分をまとめてミキサーにかけて実施。( )内の数値は、測定機器の検出下限値で単位はベクレル/キログラム

☎学校保健課 ☎7191-7376



放射線に対する理解を深める一助となることを目的に、放射線に関する基本的な情報を皆さんにお知らせします。

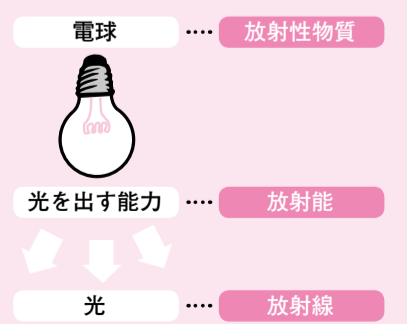
☎放射線対策室 ☎7168-1036

## 第3回 放射性物質と放射能、放射線の違い

「放射線」は、原子が別の原子に変わっていく過程で放出されるものであることは第2回(本紙2月1日号)で説明しました。この放射線を出す物質を「放射性物質」と呼びます。今回の東京電力福島第一原子力発電所の事故では、セシウム134と137、ヨウ素131などが大量に放出されてしまいました。これらが放射性物質(正確には放射性核種)であり、セシウム134やヨウ素131などはその中の種類の一つになります。そして、これら放射性物質が、放射線を出す能力を「放射能」といいます。放射能が強い物質からは、一般的には、より多くの放射線が飛び出てくるのです。

この仕組みを、皆さんの身近にある電球に例えてみましょう。放射性物質が電球そのもの、電球が光を出す能力が放射能、電球が放つ光が放射線となります。光を放つ電球が、その種類によって光を放つ力と明るさが異なるように、放射性物質も種類が異なれば、放つ放射線の種類やエネルギーが異なります。

今後、行政や報道機関などの発表・ニュースを、より適切に理解していくためにも、まずはこの3つの言葉の違いを正しく理解しておくといでしょう。



(東京大学環境安全本部・飯本武志准教授監修)

次回は・・・第4回 「放射線・放射能の単位」の予定です